「きたしんの投信自動積立(定時定額購入取引)取扱規定」の改正について

当金庫では、令和5年7月3日より投信インターネットサービスの利用を開始するにあたり、「きたしんの投信自動積立(定時定額購入取引)取扱規定」を下記の通り改正いたします。同規定の施行日は令和5年7月3日とします。

「きたしんの投信自動積立(定時定額購入取引)取扱規定」新旧対照表

旧	新
「きたしんの投信自動積立(定時定額	「きたしんの投信自動積立(定時定額
購入取引)取扱規定」	購入取引)取扱規定」
1. ~3. (略)	1. ~3. (略)
4. (買付金額の引落し)	4. (買付金額の引落し)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 引落指定日は、毎月1日、5日、	(2) 引落指定日は、毎月1日、5日、
10日、15日、20日、または25	10日、15日、20日、または25
日(つみたてNISAをご利用される	日(投信インターネットサービス以外
場合は、25日を除きます。)とし、引	<u>で</u> つみたてNISAをご利用される
落指定日が当金庫の休業日にあたる	場合は、25日を除きます。)とし、引
場合は、その翌営業日を引落指定日と	落指定日が当金庫の休業日にあたる
します。	場合は、その翌営業日を引落指定日と
	します。
(3) ~ (8) (略)	(3) ~ (8) (略)
5. ~11. (略)	5. ~11. (略)
以上	以上